

○津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費支給規則

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第11号）第3条の規定に基づき、同条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員等の旅費支給については、津山市職員等の旅費支給規則（昭和42年津山市規則第10号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。